しまし

Shimashi Gikai

第11号

2007.9

議会だより

わらじ祭（９月15日：大王町）　／　安乗の人形芝居（９月15日・16日：阿児町）

主な内容

定例会のあらまし ……２ページ
一般質問 ……８ページ
議員研修会 ……26ページ
臨時会のあらまし ……26ページ
議場を見たことはありますか？ ……27ページ
議会のうごき ……28ページ

発行／志摩市議会　編集／議会広報特別委員会　〒517-0703 三重県志摩市志摩町和具660番地
☎0599-85-5401　FAX0599-85-1604　e-mail　gikai@city.shima.mie.jp

平成19年第2回定例会

平成19年第２回定例会を６月５日から６月21日までの17日間行いました。

定例会では報告７件、諮問案３件、条例の一部改正案12件、条例の制定案１件、補正予算案５件、指定管理者の指定１件、字の区域の変更案３件、新たに生じた土地の確認案３件、工事請負契約の変更案１件、工事請負契約の締結案１件、請願１件、意見書案１件が上程され、うち34議案を審議し、５議案の取り下げがありました。

審議した案件と結果

番号	提出案件	結果
報告第４号	平成18事業年度志摩市土地開発公社決算について 収益的収入2,400円、収益的支出37万6,870円の決算額となりました。	報告
報告第５号	平成18年度志摩市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について 後期高齢者医療制度電算委託事業3,335万1千円、まちづくり交付金事業2,534万7千円、的矢中学校校舎等耐震補強事業4,780万2千円の予算額を平成19年度に繰り越しました。	報告
報告第６号	平成18年度志摩市国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書について 後期高齢者医療制度創設に伴う国保保険者システム改修委託事業2,333万6千円の予算額を平成19年度に繰り越しました。	報告
報告第７号	平成18年度志摩市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書について 介護保険システム改修事業315万円の予算額を平成19年度に繰り越しました。	報告
報告第８号	平成18年度志摩市介護サービス事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について 介護老人保健施設整備事業10億9,801万4千円の予算額を平成19年度に繰り越しました。	報告
報告第９号	平成18年度志摩市立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書について 建設改良費中、実施設計委託業務1,680万円、地質調査委託業務116万2千円、設計支援委託業務283万5千円の予算額を平成19年度に繰り越しました。	報告
報告第10号	平成18年度志摩市水道事業会計予算繰越計算書について 建設改良費、広域化促進地域上水道施設整備事業4億5,339万5千円、安乗漁港関連道路新設に伴う配水管敷設工事1,720万円、渡鹿野地区施設整備実施測量調査設計委託1,037万4千円、県道鳥羽磯部線改良工事に伴う配水管布設替（的矢地区）工事586万3千円、市道黒岩第一支線配水管改良工事1,322万円の予算額を平成19年度に繰り越しました。	報告
諮問第２号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 人権擁護委員に北村ひと美さん（大王町船越）を推薦するにあたり、適任であると認めました。	適任
諮問第３号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 人権擁護委員に岡本八重子さん（阿児町鵜方）を推薦するにあたり、適任であると認めました。	適任
諮問第４号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 人権擁護委員に松尾啓子さん（浜島町浜島）を推薦するにあたり、適任であると認めました。	適任

番　　号	提　　出　　案　　件	結　果
議案第53号	志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 選挙長、投票管理者、投票立会人等の報酬を引き下げ、また女性相談員の報酬等を家庭相談員、母子自立支援員の兼務により規定しました。	可　決
議案第54号	志摩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 勤務条件の適正化を図るため、職員の勤務時間内における休息時間を廃止しました。	可　決
議案第55号	志摩市消防団員等公務災害補償に関する条例の一部改正について 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正にともない、消防団員等が公務により負傷した場合などに行う補償に関して、補償基礎額の改正をしました。	可　決
議案第56号	志摩市税条例の一部改正について 地方税法の一部が改正されたことにともない市税条例の一部を改正するもので、法人課税信託を受託した個人は法人とみなすこととされ、法人税割が課されることとなったことによる改正及び租税特別措置法の一部改正により長期譲渡所得の特例措置の規定が整備されたことによる条文の整備を行いました。	可　決
議案第57号	志摩市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部改正について 平成19年4月1日に結核予防法が廃止されたことにともない、本条例中「結核予防法」の字句を削除しました。	可　決
議案第58号	志摩市立国民健康保険病院事業診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について 志摩市立国民健康保険病院事業診療所の管理、運営について、指定管理者制度の導入ができるように条例を改正しました。	可　決
議案第59号	志摩市立幼稚園保育料減免措置に関する条例の一部改正について 保育料の負担を軽減できる対象基準の範囲を小学2年生の兄・姉を有する園児まで拡大しました。	可　決
議案第60号	志摩市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	取り下げ
議案第61号	志摩市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	取り下げ
議案第62号	志摩市磯部ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	取り下げ
議案第63号	志摩市市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について	取り下げ
議案第64号	平成19年度志摩市一般会計補正予算（第1号）について	取り下げ
議案第65号	平成19年度志摩市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について 総額77億1,342万7千円中、歳出の保健事業費を240万円増額し、予備費を240万円減額しました。	可　決
議案第66号	平成19年度志摩市老人保健特別会計補正予算（第1号）について 歳入歳出予算額にそれぞれ3,537万7千円を追加し、総額を57億8,589万5千円としました。	可　決
議案第67号	平成19年度志摩市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について 収益的収入を4,000万円増額し、総額を15億9,193万8千円としました。 収益的支出を1億2,230万6千円増額し、総額を21億5,768万4千円としました。	可　決
議案第68号	指定管理者の指定について 志摩市介護老人保健施設（志摩町）及び志摩市立前島診療所（志摩町）の管理、運営について、社団法人地域医療振興協会を指定管理者制度による管理者として指定しました。	可　決

番　　号	提　　出　　案　　件	結　果
議案第69号	あらたに生じた土地の確認について 志摩町越賀字城山602、603の地先ほか同地内の公有水面埋立地9,450.27㎡を確認しました。	可　決
議案第70号	あらたに生じた土地の確認について 志摩町片田字女鹿2875の地先ほか同地内の公有水面埋立地12,528.29㎡を確認しました。	可　決
議案第71号	あらたに生じた土地の確認について 志摩町和具字前浜1896の135の地先ほか同地内の公有水面埋立地7,973.83㎡を確認しました。	可　決
議案第72号	字の区域の変更について 志摩町越賀字城山602、603の地先ほか同地内の確認した公有水面埋立地を、志摩町越賀字城山に編入しました。	可　決
議案第73号	字の区域の変更について 志摩町片田字宮ノ谷3059の地先ほか同地内の確認した公有水面埋立地を、志摩町片田字女鹿に編入しました。	可　決
議案第74号	字の区域の変更について 志摩町和具字前浜1896の135の地先ほか同地内の公有水面埋立地を、志摩町和具字行者に編入しました。	可　決
議案第75号	工事請負契約の変更について 浜島小学校用地造成工事請負金額を２億9,394万4,350円から２億8,706万7,900円（税込）に契約変更しました。	可　決
議案第76号	工事請負契約の締結について 志摩市庁舎建設工事の請負契約の締結について可決しました。契約の相手方は株式会社フジタ三重営業所、金額は29億1,900万円（税込）です。	可　決
（追加） 議案第77号	志摩市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について 市長の給料月額を平成19年７月分に限り100分の10に相当する額を減じた額を支給するため、条例を改正しました。	可　決
（追加） 議案第78号	平成19年度志摩市一般会計補正予算（第１号）について 歳入歳出予算額にそれぞれ8,429万4千円を追加し、総額を248億7,125万5千円としました。	可　決
（追加） 請願第１号	日豪EPA/FTA交渉に対する請願について 経済連携協定における日本とオーストラリア間での交渉で、米、小麦、牛肉、砂糖などの農林水産物の重要品目を、当該交渉の対象から除外することを求める請願	採　択
（追加） 発議第１号	志摩市議会議員定数条例の制定について 志摩市議会議員定数を現行の26人から22人に減数し、同時に議会の常任委員会委員の構成を変更する条例を制定するものです。	継続審査 （委員会付託）
（追加） 発議第２号	日豪EPA/FTA交渉に関する意見書について 経済連携協定における日本とオーストラリア間での交渉で、米、小麦、牛肉、砂糖などの農林水産物の重要品目を、当該交渉の対象から除外するように、また、農産物貿易交渉をする際には、各国の多様な農業が共存できるよう貿易ルールを確立することを求める意見書を関係大臣に提出しました。	可　決

常任委員会に議案審査を付託しました

総務財政常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会は、平成19年第２回定例会において付託された議案を本会議での説明をもとに各委員が質疑・審査を行い、全議案について原案のとおり可決すべきものとして認めました。

なお、各委員会においての付託事項、主な質疑・意見、および要望事項は次のとおりです。

■総務財政常任委員会

（付託事項）議案第53号、54号、55号、56号、78号の「歳入全般」及び歳出のうち「第２款総務費」、「第８款消防費」「第12款予備費」について

（主な質疑・意見）

●議案第54号（志摩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）

委員　今、改正する理由は。

答弁　本来、休息時間の規定は民間で適用される労働基準法にはなく、人事院規則に基づき各地方公共団体が国の基準に沿って施行してきたものです。しかし、平成18年３月に人事院規則が改正されたことにより県をはじめ県下市町のほとんどがこの休息時間の廃止を実施、あるいは実施の方向に向かっている状況です。また、休息時間の廃止は、本来の労働基準法で定められている６時間以上勤務する場合の45分の休憩時間を正式に位置づけするという考えに基づいた改正です。

委員　現実的な職場の状況、さらに45分に短縮された中での昼食等を考えると道理にあわない改正では。

答弁　45分の休憩時間の運用にあたっては労働組合との調整の中で、理解・協力をいただくという前提の下で上程しました。今後、この時間内で昼食等の対応ができるよう検討していきます。

●議案第78号（平成19年度志摩市一般会計補正予算（第１号）について）

委員　雑入の中の火災共済給付金及び建築復興助成金について詳細説明を求める。

答弁　先の改良住宅火災に伴う２つの火災保険会社からの保険金であり、これらを建築費に充当するということで給付金、助成金として歳入計上したものです。

委員　第７款土木費の中で改良住宅改築工事に伴う一連の予算があるが何棟を改築するのか。

答弁　当時の制度上、２世帯が一戸という建物構造であったが、現在はその構造が補助事業上認められず今回建築するものについては離れた一戸分として建設をしていきます。また、雑入の給付金、助成金については、この特定財源の部分に計上しました。

（要望事項）なし

■教育民生常任委員会

（付託事項）議案第57号、58号、59号、78号の歳出のうち「第４款衛生費」「第９款教育費」について、
議案第65号、66号、67号、68号、75号

（主な質疑・意見）

●議案第58号（志摩市立国民健康保険病院事業診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について）

委員　診療所の位置の変更、位置の決定理由は。

答弁　医師の確保も含め包括的に地域医療を持続可能な形に位置づけたいこと、また地域で必要な幼稚園・保育所等の集約化、統合のため志摩分庁舎の利活用を図ること、さらに地域の方々の意見を伺いながら再度の見直しを行い、全体的なコスト縮減を念頭に置きながらこの案を出させていただきました。

委員　現在の診療所の耐用年数と近々の大改修の心配はありませんか。地域住民に対する説明責任は。

答弁　耐用年数は50年、建築後25年経過の建物です。建築基準等についても再確認を行いました。メンテナンスを十分すれば10年、20年の単位で使用可能と認識しています。志摩町地域自治会長、保護者の皆さん、19年度の市政説明会においても現状説明を行い全体的な理解は得ています。

委員　３月議会での議決から方針変更がなされ、それに伴うペナルティに加えて議会に対する謝罪文の提出が可能でしょうか。

答弁（市長）　今議会の冒頭に、私の身の処し方について提案しお認めもいただきました。今回の経緯、処理的なものを文書化した上で議長、委員長宛に提出したい。

※このことについては、平成19年６月20日付けで議長、委員長宛に文書の提出がなされました。

委員　診療所開院のタイムスケジュールは。

答弁　老健と診療所の開院は平成20年４月１日の予定であり、改修工事が始まる10月には入院できない状況になるため、大王病院あるいは近隣の病院に転院をお願いします。外来診療については４月まで継続したい。

委員　志摩支所の利用計画は。

答弁　庁舎建設後、支所の有効利活用を検討する中で決定したい。

●議案第78号（平成19年度志摩市一般会計補正予算（第１号）について）

委員　「大王清掃センターの塵芥処理費、焼却炉耐火物補修工事費の補正」について説明を求めます。

答弁　脱落範囲が予想以上に拡大しており、火災発生等事故が危惧されるため補正をお願いします。今回の補修工事も含め保守点検の委託料等経費に関しては、施設の統合、鳥羽志勢広域連合で建設が予定される焼却炉の建設も含め平成19年度策定のごみ処理基本計画の中で十分検討していきたい。

委員　「保健施設費の健康増進センター指定管理料」について説明を求める。

答弁　サンライフ阿児の浄化槽の検査回数について従来２週間で１回実施していたが、法的な位置づけ処理能力及び方式から週１回の検査を必要とすることが確認され、今年度から週１回の検査に切り替えさせていただくため補正をお願いしたい。

委員　「第９款教育費の中の豊かな体験活動推進事業委託費、いじめゼロ子どもいきいき学校生活支援事業委託料について」その事業概要の説明を求めます。

答弁　豊かな体験活動推進事業は、片田中学校で命の大切さを学ばせる体験活動という内容で、防災関係を中心に取り組みます。また、いじめゼロについては、いじめの実態把握、事前防止、いじめ問題に対する理解に関することなどで、甲賀、布施田小学校及び安乗中学校の３校で取り組みます。

●議案第65号（平成19年度志摩市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について）

委員　本来、当初予算で計上すべきではないでしょうか。

答弁　厚生労働省から特定検診指針が示されたのが本年３月末になったことによる補正計上です。

（要望事項）１．医療・保健・福祉の体制、学校再編問題、公の施設の指定管理者制度導入にあたっては、地域住民の意見集約、理解を得られるように十分な説明責任を果たしていくこと。
２．住民自治を含めた地域の新しい協働の仕組みづくりを推進すること。

■産業建設常任委員会

（付託事項）議案第78号の歳出のうち、「第５款農林水産業費」「第７款土木費」について
議案第69号、70号、71号、72号、73号、74号

（主な質疑・意見）

●議案第78号（平成19年度志摩市一般会計補正予算（第１号）について）

委員　農業振興費のなかに観光農園ハウス改修工事に関する予算が計上されているが、今後も市が改修工事費を支出していくのでしょうか。

答弁　施設自体は行政のものであるが運営に関しては行政が直接関与せず、有限会社に委託しており、契約期間は平成15年６月６日から平成31年２月28日までとなっています。また、軽微な修繕については覚書もあり運営者で対応しているが今回のような大規模改修工事については行政側の対応となります。

委員　この改修工事については以前から指摘されていたが、なぜ当初予算にあげなかったのか。

答弁　県の建設部からも不特定多数の人が入る建物ということで構造的な指摘を受けてきました。今回、県関係部局との協議を重ねる中で屋根部材を強化することで建築確認申請の承諾を得たこと、さらに来年の作業に向けて年内中の工事完了を目指すため６月補正での対応をお願いしたい。

委員　この施設の関連予算について。

答弁　市へ施設賃貸料として500万円の収入があります。また、土地借上料として395万9,000円を運営者に支払い、残額については90万円を基金に積み、修繕への対応、建物の保険料として運用しています。

委員　この施設の来場者数は年間６万人台で推移しており市としての協力体制を強化し、観光客誘致の一役を担っていただきたい。

●議案第69号、第70号、第71号（あらたに生じた土地の確認について）

委員　漁港の管理面で放置自動車等の不法占拠物の対策についてどのように取り組んでいくのでしょうか。

答弁　漁港管理をお願いしている漁業協同組合とも十分協議をし、市として管理、指導も含め適正に対応するように考えていきたい。

（要望事項）１．観光客誘致のため、観光農園との連携強化を図ること。

観光農園ゆりパーク（磯部町）

・あらたに生じた土地

（志摩町和具字行者）

（志摩町片田字女鹿）

（志摩町越賀字城山）

一般質問

山下　弘　議員

公設民営の診療所等の施設運営方針について

問　平成20年4月の事業開始を予定している介護老人保健施設と前島病院改修により設置される診療所は、指定管理者制度で民間運営を行うとのことですが、医師の確保、志摩地域の人材雇用、各方面での地域事業者との商取引における育成策など、指定管理者制度の詳細について伺います。

市長　地域の医療と保健と福祉の包括的なサービスの体制を確立するため、介護老人保健施設と診療所の運営を指定管理者として位置づけていきます。総合医として予防医療を重点におき健康寿命を延ばしていく地域医療を展開し、地域で持続可能な医療保健福祉体制の構築を目的とします。

健康福祉部長　職員は、社団法人地域医療振興協会の協会職員となります。介護老人保健施設は、医師1名、薬剤師1名、看護師11名、介護士34名、理学療法士2名、作業療法士2名、管理栄養士1名、介護支援専門員（ケアマネージャー）2名、支援相談員2名、事務所の職員5名で61名必要と考えます。前島診療所は、医師2名、看護師4名、理学療法士1名、事務員2名の計9名を予定しており、診療科目は、常設に内科・外科で、泌尿器科・皮膚科など他の科等については医師との協議で診療日を決めていきます。

職員の確保において、地域内の人口増加につながる取り組みとして、他地域で働く、また専門学校等に学ぶ若者の確保など、県内はじめ県外にも求人を行っていくよう協議しています。設備等の維持管理業務は、地元でできるものは優先的に活用していただき、地域振興に取り組みます。

大型スーパー店舗出店（磯部地区）について

問　ジャスコ阿児店規模の大型スーパー店の磯部地区出店説明会が開催されました。志摩市には税等のプラス効果、また小売り商業者にはマイナス影響が危惧されますが、株式会社プラント（大型スーパー店）の出店状況と今後の市の商業対策について伺います。

市長　大型店舗の説明会の内容は、

①地元から約180名の雇用を考えています

②地産地消については、地元生産者との取引は事業主側からもお願いをしたい

③クリーニング店と飲食部分はテナントとしたい

④ゴミ出し等の環境面は十分配慮します

開発関係は、都市計画法の規定に基づく開発許可申請が、現在県において審議中です。大型店舗の出店による効果として、志摩市民の利便性の向上が予想されます。また、固定資産税の収入が、概算で土地の宅地課税による収入約970万円程度、店舗の課税による収入約420万円程度、合わせて約1，390万円が見込まれます。志摩市商工会が取り組んでいる大型店舗対策とか、高齢化対策としてのまちづくり事業に、平成19年度当初予算において商工会事業補助金の中に、5町の商業連携事業補助金を計上しています。今後も商工会と連携を取りながら、こういった対策を進めていきます。

エレベーター内の救援物資設置について

問　エレベーターの故障事故や緊急災害時におけるエレベーターへの閉じ込めが、社会的な問題となっています。群馬県太田市では本庁舎エレベーター内に救援物資が備え付けられているとのことです。

市の対策を伺います。

総務部長　足利市あるいは太田市の本庁のエレベーター内に常設されている救援物資は、簡易トイレ・簡易間仕切り・ちり紙・飲料水・非常食・ホイッスル・発電機付ラジオ・ライト等が収納されており、災害救援対応自動販売機をセットし、利用したこのシステムは、設置費用もほとんどかからないとのことで、志摩市においても参考にし、今後十分検討していきます。

議員　診療所の位置は現存保有する和具大山坂の前島病院を有効活用し健全経営していくことが住民満足度の高い医療サービスの提供につながるものと考えます。50年に及ぶ病院維持の経験を踏まえ、今後も志摩町地区をあげて行政と指定管理者との協調のうちに、新診療所を支えていく考えです。前島病院の改修による診療所開設について同僚議員の理解と賛同をお願いします。

森　昶　議員

志摩市指定金融機関の見直しについて

問　志摩市指定金融機関は、合併当初は㈱百五銀行とし、輪番制を原則とし、3年経過後、㈱第三銀行および㈱百五銀行で見直しを行い決定すると確認しており、現在見直し作業準備を進めていると言及されています。志摩市の認識、見直し作業の進捗状況、審議時期について尋ねます。

市長　合併協議会で審議された確認事項の結果を踏まえた上で「志摩市指定金融機関検討委員会」を設置し、県内の状況調査、輪番制を取る市の視察、両金融機関の比較検討資料等を作成した上で、見直し作業を進めていく予定です。変更実施は平成20年4月1日を考えており、早い時期に審議に入りたい。

会計管理者　県下の輪番制採用は、桑名・鈴鹿・尾鷲の3市で競争原理によるサービスの向上と業務のマンネリ化防止に役立っています。なお志摩市として大きな交代経費は掛かりません。

議員　「平成19年3月期決算短信」から、両行の経営指標・経営状態に問題はなく「了」と判断できます。「指定金融機関」に値する2つの銀行が存在することは競争意識・競争原理が働き地域経済全体のレベルアップになり「志摩市にとって幸いしている」と思います。どちらかに限定し、志摩地域経済の競争原理のバランスが崩れ、志摩地域の活力鈍化に繋がってゆく道を選ぶべきでないと考えます。旧5町代表25名の合併協議会の方々が、大局の立場で真剣に検討を重ね結んだ合併協議会での協定は、ある意味「公約」であり両銀行に致命的な欠陥がない限り原則どおり進めるべきです。

志摩市の地震防災について

問　本年発生の「能登半島地震」「三重県北中部地震」は被害甚大でした。今回の両地震を「他山の石」として防災対策上学んだことは？

総務部長　今回の地震を教訓として、配備増員計画の一部を見直しました。準備態勢について、地震発生情報の発信を「県内に震度4の地震が発生した場合」とし、職員参集を全部長・調整監・各支所長も「自動参集」と変更しました。すなわち、警戒態勢に直ちに入れる体制に改善しました。

耐震対策は万全か？

問　東海、東南海、南海地震は、マグニチュード8前後、震度6以上の揺れが予想されます。阪神淡路大震災での死亡原因は家屋倒壊等による圧迫死が80％です。「家屋の倒壊被害」「山腹崩壊による住宅被害」の対策は万全でしょうか？公共施設の耐震化率は89・8％と数字的には「良」といえますが、一般住宅の耐震化の取り組みは始まったばかりです。指令本部になる浜島支所並びに避難所になる浜島小学校体育館は、非耐震工事施設です。早急な対応を提案します。

総務部長　公共施設等についても、順次耐震診断および耐震補強等実施を行っています。一般住宅の耐震診断等も補助金を出し積極的に対策推進中です。浜島支所は、本年度耐震診断を実施して、耐震改修を検討します。浜島小学校は新校舎と体育館が完成すれば、地震・津波などに対する避難場所にしていく予定です。

「緊急地震速報」の活用について

問　気象庁が配信する地震発生予知システム「緊急地震速報」は、海洋型の地震には効果が期待できます。導入を検討する予定があるかお尋ねします。

総務部長　地震発生10～20数秒後の本震の到達を予測するシステムで、近々本格運用予定です。ケーブルテレビ回線を利用して、配信するシステムが試験的に研究をされており、防災行政無線基本計画を含む情報伝達システムの中で検討を行います。

議員　10～20数秒は短い時間であるが、危険回避等の色々な対応ができ、被害の軽減が間違いなく図れます。採用すべきです。

自主防災組織に期待する範囲は？

問　自主防災組織のメンバーである地域住民の高齢化に伴い機能的な訓練は無理です。自治会区内の援助活動を行うのが精一杯です。自主防災組織に期待する範囲はどこまでか伺います。

総務部長　自主防災組織には、「自主避難」「避難所の食糧の備蓄」について最低限お願いをしたい。まず自分の身は自分で守っていただくことが大原則です。市としては訓練に対するサポートは行います。

森本紘正
議員

志摩市の文化財や民俗資料の保護保存と民俗資料館の指定管理について

問　今回、歴史民俗資料館の指定管理者制度導入は先送りされたようですが、志摩市の貴重な宝である各種民俗資料、古文書などの文化財は、現在、空き教室、倉庫、体育館、資料館で保存されており、管理状態が悪いのです。今後の保護保存の計画は。

市長　行財政改革の取り組みの中で、類似団体等に比べて約200人多い職員を定員適正化計画で削減し、住民サービスについては新しい仕組みとしてその水準を落とさないよう指定管理者制度に取り組んでいきます。

本市には多数の歴史的な文化遺産が受け継がれており、郷土の歴史や文化を理解する上で欠かせない貴重な財産で、その保護保存には最善を尽くす必要があります。志摩市には3件の国指定の文化財をはじめ県指定の18件の文化財・市指定の文化財が46件登録されています。これらはいずれも貴重なこの地域の歴史的な文化遺産です。この地域の文化を今後は、将来にわたって引き継いでいかなければと強く認識しています。これら文化財以外にも各地区で、指定には至っていない伝統的な祭や民俗的な行事・文化財の把握調査を行って指定等について、処理の対応とふるさとの文化・伝統を次代の子どもたちに教育を通じて継承していきたいと考えています。

教育部長　図書館と資料館の同時指定管理者制度の導入については、両館の間には設置目的や業務内容、専門性など多くの相違点があります。郷土資料館には民俗資料の収集・整理・研究・展示など特殊業務があるので、今回資料館を除外し、図書館機能のみ指定管理者制度の導入を計画しています。各種民俗資料等の保存状況は、古くから各地域で使用された農具や漁具・日常生活用具は磯部郷土資料や阿児ライブラリー郷土資料室を中心に、浜島小学校・波切小学校・越賀小学校の空き教室を利用して現在展示されています。旧志摩民俗資料館から引き継いだ資料が文岡中学校体育館や横山水道倉庫・国府水道防災倉庫その他の資料についても、旧大王町給食センターに保管されていますが、保管場所が各地区公共施設の空きスペースでの一時保管であり未整理状態のものが多くあります。すべて良好な環境で保存されているとはいえないので今後、状況を把握しながら整理等を進めたい。市所有の古文書については、磯部郷土資料館・阿児ライブラリー・越賀文書庫および志摩支所の書庫・浜島生涯学習センター・大王公民館で保管されています。各地区とも町史編さん時などの機会に目録を作成されていますが、磯部地区については、所蔵資料も多く現在も随時追録整理をしています。

問　文化財の保護保存と観光も兼ねた志摩の民俗資料館、祭り会館的施設の計画は。

市長　志摩地域には国指定の重要無形文化財や地域の風習・風土を体現するような伝統的な祭等も継承されている中で民俗資料や祭等の保存も含めた施設づくりは財政的な部分も検討し、関係者の皆さんと協議しながら、可能かどうか検討していきたい。

教育部長　人材の確保については、本年度学芸員を配置して三重県埋蔵文化財発掘調査職員研修に参加させ、人材養成し効率的な文化財保護行政を推進していきたい。

新庁舎建設後の分庁舎のあり方を問う

問　各分庁舎に分かれて余儀なく仕事をしていた各部が一ヵ所で仕事ができることは、職員はもとより、住民サービスの上からも、嬉しいことです。今後の分庁舎の利用方法と支所機能をどこまで残すのかお尋ねします。

企画部長　各分庁舎利用計画については、新庁舎完成後の支所機能のあり方として、密接に関連しています。志摩市定員適正化計画により、職員200名削減した後を想定し、新庁舎完成を機に機構の見直しを考えています。現在の阿児支所は本庁舎へ移管されます、残り4支所となり、職員数が削減される中、市役所全体の機能維持を考えると、各支所へ配分される職員数については、窓口業務を中心とした市民サービス業務に加え、防災面や地域住民自治活動の支援する体制について検討する必要があると考えます。分庁舎の空きスペースの利用方法については施設の老朽化が著しく再利用は難しい状況にあります。浜島分庁舎は本年度耐震診断の予算化をしており診断の結果を踏まえて検討します。大王分庁舎は耐震補強が実施済み施設、磯部・志摩分庁舎については、維持管理費用等も考慮して、志摩市全体の施設の統廃合も視野に入れながら、地元自治会のご意見も聞きながら有効な活用方法を検討していきたい。

小田幸道
議員

志摩市の少子高齢化対策について

問　平成18年志摩市の合計特殊出生率（女性が一生の間に産む平均子ども数）は、1・26と過去最低になりました。出生数も平成17年には347人と毎年減少を続けています。一般的に、出生率の低下の要因は、子育てする親の就労を支えるインフラの問題、晩婚化、晩産化、非婚化の問題に加え、20歳未満の人工妊娠中絶問題、さらにはフリーターなど若年層の収入・雇用環境問題があるといわれます。三重県では、「若者自立総合支援事業」を6月の補正予算に計上しており、また、福島県では、「里親案内」の制度、熊本市慈恵病院の「赤ちゃんポスト」など社会で子育てを担う制度を開始しています。そういう意味では、少子化対策は総合的な対策が必要であろうと思いますが、志摩市の少子化対策についての進捗状況と今後の対策をお伺いします。

　一方、平成17年の志摩市の高齢化率は、28・0％となっており、当初の予測である高齢化率26・6％を大幅に上回っています。最近、全国的に、公立病院の医師不足や一次救急の問題が大きくなっており、「かかりつけ医」での診察を呼びかけています。しかし、夜間、休日の対応ができるのかということです。現在、全国で、在宅当番医制により、日曜日など、救急センターに交替勤務する制度が行われていますが、さらに、午前中は外来、午後は往診、訪問診療、看取りまで行う、24時間365日対応の「在宅療養支援診療所」制度が設置されました。志摩市も各地域に「在宅療養支援診療所」が必要と思いますが、いかがですか。

　また、志摩市の高齢者だけの世帯数は、現在、約5，500世帯を上回り、全体の4分の1になっています。介護認定者数についても、平成17年の予測2，361人に対し、2，409人となっており、大幅に予測を上回っています。現在、慢性的な症状で入院する高齢者の療養病床は、全国で38万床ありますが、平成24年には、このうち介護型13万床は全廃される予定で、医療型25万床も15万床に削減される予定です。厚生労働省の「第三期介護保険事業計画」によると、平成26年には、要介護2以上の認定者は全国で320万人発生するとされています。厚生労働省は「参酌標準」という基準を設け、介護保険3施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）や有料老人ホームなど施設系サービスの受け入れを37％以下にする方針を打ち出しました。つまり約202万人が家庭で介護を受けることになるということです。また要介護2～3の159万人を施設外に追いやろうと計画しているわけです。さらに、介護保険法改正で、介護保険を使う有料老人ホームの定員数の設定を行い、これを上回った場合、自治体が新設を拒否できる「総量規制」が盛り込まれました。志摩市では、特養待機者だけでも500～600人おり、まだまだ受け入れ施設が少なく、中重度の要介護者を家庭で介護するには無理があり、自宅で高齢者を介護するという「老老介護」で、家庭の負担がきつくなっています。こういった状況に対して、今後どのような対策を講じていくのかお伺いします。

　また独居老人の人数は、平成18年3月31日では2，779人と大幅に増加しており、現在、月2回の配食サービス、緊急通報サービスなど安否確認が行われていますが、見守りというのは、時々見守るのではなく、常時見守ることが大切であるということから、私は、2年ほど前、ポットを押すだけで日常生活の動きが分かり、異変が察知できるシステムである象印マホービンの「見守りポット」を利用し、市の保健センターで見守りを一元管理する提案をしました。最近では松下電工のセンサー感知による見守りシステムがありますが、今後、独居老人の人たちが安心して暮らしていくために、どのような見守り対策を講じていくのかお伺いします。

市長　旧5町に放課後児童クラブの設置、ファミリーサポートセンター、延長保育など取り組みをしています。医療については、交通アクセスの整備、ドクターヘリの配備、医師会の協力による休日診療を行っています。また、介護型療養病床の廃止に対する受け入れは介護施設、在宅療養で対応していくことになります。20年度には、療養病床は200床になる予定です。高齢者見守り対策は安心見守りネットワークの展開を、新たに行っているところです。

健康福祉部長　少子化対策については、社会全体の総合的な対策が必要です。また、「かかりつけ医」の往診機能の充実については、医師会とも協議をしていきたい。

西尾種生
議員

真円真珠100周年記念事業について

問　平成19年第1回定例議会において、市長は本年度、真円真珠100周年記念事業を提案され、450万円の予算を計上し、真珠シンポジウム、真珠デザインコンテスト、真珠婚式等の事業をされるようですが、具体的に内容や開催時期についてお示しをいただきたい。

　また、事業の一つとして、長沢の農業者トレーニングセンターに設置してある真円真珠発明50周年記念碑の移転も考えられているようですが、何月ごろ、どの場所に設置しようと考えておられるのか、伺います。

市長　明治43年に真円真珠を発明してから50周年を記念して記念碑を設置しました。そして今年が100年目ということで記念事業を予定しています。その中にパールフェア、真珠デザインコンテスト等が予定されており、市は市長賞を特設していただくなど、他県の真珠生産地に先駆けて真珠のふるさと志摩市をPRすべく調整を進めているところです。

　2点目の真円真珠発明記念碑の移転については、10月22日に行われる真珠祭に連携して関係者とよく協議して進めていきます。

産業振興部長　真円真珠100周年記念事業の内容等の詳細は関係課と調整中ですが、早い時期に市への集客効果を狙った観光キャンペーンとあわせたPR活動として記念パンフレットの配布、志摩びとの会を通じて真珠発祥の地の情報発信、11月22日に真珠婚を開催するなど、関係者の方々とも相談しながら進めていきたい。

問　記念碑を移転するにあたり、このモニュメントに少し修正・加工していただき、背景にアコヤ貝の絵をあしらうと、この碑の円球が一般の方に真珠であるとわかるモニュメントとなります。場所については、鵜方駅前、新市庁舎前、賢島円山公園内等が考えられますが、最も適当と思われる場所は賢島駅の港に通じる近鉄所有の南面の道路際ではないかと思うので検討してください。

市長　一つの提案ということで、今後検討の参考にしていきたい。

真円真珠記念碑（阿児町）

新教育長の教育方針は

問　今日、学校を取り巻く状況を見た時、社会情勢の変化や教育関連法案の改正などにより、指導する立場にある教師や学校に通う児童・生徒たちも非常に難しい局面を迎えているのが現状です。このような中、市では今までの知識一辺倒の教育から人間育成の教育を目指し、たくましく生きる力を養成すべく社会的な体験学習や問題解決学習を取り入れ、教育を実践していただいているところです。また、昨年、私が本会議で質問したことに答えていただき、本年度から学習内容の見直しの中、市独自の授業研究指定校事業を導入し、児童・生徒に懸けるという学校教育の原点に立ち返った授業研究発表会を実施されるようですが、新しく就任された教育長として、志摩市の教育について、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

教育長　本年度、特に力を入れたいことは、次の5点です。

①子どもたちに確かな学力をつけさせることと、そのための教員の授業力の向上

②問題行動、不登校や不審者等の未然防止、早期発見、早期対応を第一とし、関係機関などとも連携を図りながら安全、安心な学校づくりを支援していく

③食育の推進を図る

④人権教育の推進を図る

⑤スポーツおよび生涯学習の充実、振興の支援を図る

問　全国学力、学習状況調査（学力テスト）の学校の反応と今後の対応について。

教育長　小学校からはマークシート形式テストは不慣れで、また問題が多すぎるとか難しいとの意見があり、調査内容の精選や実施時期の見直しにおいても考えてほしいとの意見がありました。結果が出された後、各校において検討、分析を行い今後の指導に生かしていきます。

問　学校が一丸となった特徴ある取り組みを行うことを提案したいと思います。

教育長　各学校の主体性と児童・生徒や地域の実態等を尊重しながら、各学校が進める特色ある学校づくりを支援していきます。

問　総合的な学習や、学校週5日制の導入により、学力低下が懸念される中、2学期制を取り入れる考えはあるか伺います。

教育長　2学期制を取り入れるかどうかは今後の検討材料と考えているが、現時点では、2学期制への変更は慎重に検討したい。

中村八郎
議員

合併効果と幹線道路のインフラ整備

問　一本の道路基盤整備によって、子どもたちの安全教育、少子高齢化対策、元気なまちづくり（産業振興策）、地域の再生等々、いろいろな分野の解決策として相乗効果をもたらすことは明白です。そこで今まで行政的に脆弱であった志摩市の東西に点在する集落、安乗・国府地区と浜島地区を結んでいる安乗港線県道514号線と阿児・浜島線県道17号線のインフラ整備こそ、この地域の市民にとって最良の合併効果であると確信をします。そこでこの事業に対する志摩市の取り組みについて具体的にお尋ねします。

市長　志摩市では、平成20年度に市道の整備計画を策定する予定です。一般県道安乗線は安乗地区や渡鹿野地区住民が利用する国府対岸船着場へ通じる随一の幹線道路であり、国分寺手前までの区間と安乗漁港関連道線取付付近が整備されています。平成6年国分寺から安乗石油店付近までの区間で道路改良を前提に、路線測量、用地測量を行い、関係する地権者を対象に事業説明を行いましたが、地元合意に至りませんでした。そのため特に狭くてカーブがきつい洗心荘付近を県単独道路改良事業で整備を行っています。また主要地方道県道浜島・阿児線は、新浜島小学校建設に伴い、平成14年から一部供用開始がされています。志摩広域消防浜島分署から県道磯部浜島線までの区間延長1，900mを行っています。平成17年度に合併支援道路指定を受け、事業費も大幅に増額をされています。桧山路橋からRDF施設までの800mが8月ごろ供用開始の見込みです。19年度は橋梁の下部工事を含む道路改良事業を2億4，000万円で行う予定です。開校に併せて全線供用開始ができるよう県当局に強く要望していきます。

問　安乗・国府地区並びに浜島町6地区の市民の生命を守るための緊急救急患者の搬送道路としての絶対的な必要性について当局の見解をお伺いします。

市長　救急施設への移動時間の短縮、定時性の確保が特に大切です。そのための救急センター山田赤十字病院へ通じる伊勢志摩連絡道（第2伊勢道路）の早急な整備、また志摩病院へのアクセス道路として国道167号線鵜方磯部バイパス、県道安乗・国府線、市道堂岡岩出線の整備を行っています。地元の合意形成がなされ、費用対効果が高く優先順位の高いところから整備を図っていきます。

問　阿児・浜島線上にある浜島中学校に通学する生徒の安全教育の確保についてお尋ねします。

市長　浜島町各地区の自治会長、迫塩小学校、浜島小学校、浜島中学校の各PTA会長並びに各学校長連盟で改修の要望をいただき、道路管理者である志摩建設事務所と危険個所の調査を行いました。他の要望個所についても今後県当局に要望を行っていきます。中学生の通学の安全の確保を優先的に地域の皆さん方のご協力をお願いしていきます。

問　新浜島小学校建設に伴う浜島・桧山路間のバイパス整備プランと同時に拡幅整備がされなければ意味のない、特に危険な塩屋地区から桧山路バイパス入口までの道路整備について。

市長　特に危険な塩屋地区から桧山路間については、新道整備戦略の重点整備個所に位置付けられています。今後の整備スケジュールはバイパスの2期事業として、延長900mの区間で着手検討となっており、期間内着手に向けて県当局に強く要望を行っていきます。ちなみに、志摩建設事務所管内の予算総額は44億6，400万円が計上されています。

問　2つの県道線に関係する安乗・国府地区、並びに浜島町地域にあって人口が減少していく状況下での救急車両の出動回数の増加、また浜島中学校の生徒数の推移にあっては、現在の生徒数約144名が年々減少傾向にあり、10年後には約半分の89名になってしまうと想定されています。他人事と思っていた限界集落となる危機感が十分予想されます。早急な対策を図る必要があると考えますが、当局の答弁を求めます。

市長　地域住民が社会生活を営んでいく中で、生活に密着するインフラ整備は総合的にいろいろな分野に大きな影響力があると考えます。旧町当時からの重要度の高い道路として、事業着手できるよう積極的に取り組んでいきます。また今回の合併における旧町間を結ぶ幹線道路整備や、公共施設・公共機関等にあっては総合的、全市的な考え方の中で一番適切なインフラ整備のあり方についても議会をはじめ、市民の皆様と今後しっかりと協議を行っていきたいと考えています。

桧山路橋付近（浜島町）

新教育長に学校教育での食育についての御所見と栄養教諭についての志摩市における位置づけについて

上村繁子 議員

問　食育の推進に最も重要な役割を担うのが教育の現場であると思います。食育基本法第20条には、学校、保育所等、食育の推進についてうたわれていますが、新教育長の学校教育での食育についての所見と栄養教諭についての志摩市における位置づけについてお聞きします。

教育長　学校教育の中での食育についての私の所見は、学校に通う子どもたちは、人生の基盤ともなる心身をこの時期に育てています。食事を満足にとらないなど、食生活の乱れも懸念されています。このような状況の中、志摩市の宝である大切な子どもたちが将来にわたって健康に過ごせるようになるために食に関する指導を充実し、望ましい食習慣の形成を促すことが重要であると、また学校での子どもたちに対する食育を通して、食の大切さを家庭にも啓発していかなければならないと考えています。

栄養教諭においては、今年度、県内で43名が配置され志摩市内では、浜島小学校に1名が配属となり、浜島中学校区および磯部中学校区の小中学校を中心に職務を行っています。職務の内容としては、学校栄養職員、食育担当職員と連携をとりながら、学校現場のさまざまな食について調査研究を行い食育の充実を図り、食に関する指導および学校給食管理を一体的に取り組みます。食に関する指導では、児童生徒への個別的な相談指導や教科や特別活動における指導などを行います。学校給食管理面では栄養管理・衛生管理の充実を図るとともに学校給食基本計画の策定や学校給食センター運営委員会への参画を行うこととし、また学校給食センターおよび学校栄養職員と連携、協力して調理や配食に関する指導や、食に関する指導計画の作成、指導の内容や方法についての研修を実施することにしています。学校栄養職員は栄養教諭同様学校に籍を置き、学校給食センターに勤務し献立作成や食材発注、調理指導、衛生管理といった給食業務に携わるほか、学校でチームティーチングによる児童生徒への食に関する指導も行っています。

問　志摩市における給食費、保育料の滞納額はどれくらいなのでしょうか。また全体の何%なのでしょうか。徴収方法、滞納している家庭状況は調べているのでしょうか。そのことについての市の対応は。滞納者に対する法的処置は検討されているのでしょうか。

教育部長　給食費の滞納額は18年度末で74件、206万8,105円、0・33%です。

健康福祉部長　保育所の保育料の滞納は、平成17年度の決算では、415万2,000円、滞納割合は0・39%です。徴収方法は口座振替が863件、全体の88・2%、直接納付116件です。口座振替についても指定日になっても残高不足というようなこともあり、増加傾向であるため納付方法等も今後の検討課題です。個々の滞納者の家庭状況においては、滞納整理とあわせて家庭状況や収入の把握に努めています。滞納者の多くは失業者や就職活動中の方が多いため、納付誓約、分納誓約を行って納付を促しているのが現状です。税、公共料金の滞納については、昨年より関係各部署が情報共有する等の対策に取り組んでいます。今後は法的措置や増加傾向にある滞納額を減少させるための収納対策をさらに検討していきたいと考えています。

議員　志摩市行政改革実施計画についても聞きました。

①ごみの収集運搬業務の民間委託について

②学校給食業務の民間委託について

③市営住宅の管理業務の見直しについて

④保育所の民営化について

自分たちでつくった大根を洗う園児たち（和具幼稚園）

中川弘幸
議員

地域の活性化対策について

問　都市と農山漁村の交流推進のため地域の力を生かした農山漁村づくりが大事です。そこで1点目に農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の推進に関する法律への当局の所感は、2点目に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、3点目に地域の活性化対策の基本的な考えと今後の取り組みについて所見を伺います。

市長　人口の減少、また高齢化の進展等により、農山漁村の活力が低下しています。この法律は農山漁村における定住等および農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村地域の自主的な活性化の推進を図ることを目的としており、団塊世代の大量の定年退職を含めて田舎暮らしや農村の訪問等に対する潜在的な嗜好を具体的な動きに結び付けていくことは地域活性化対策の一つと考えます。

　プロジェクトの特徴は6つあります。1点目は一つの計画により農林水産の連携が図られたプロジェクトを総合的に支援されること、2点目は農林水産の縦割りがなく対象施設間の経費の弾力的な運用、年度間の融通が可能であること、3点目は市町村への直接助成が可能になり、市町村の自主性、主体性が発揮できること、4点目は活性化計画策定に際しては農林漁業団体による提案が制度化されたこと、5点目は法律上の事業とすることにより施設用地の確保、また市民農園の手続きが簡素化されたこと、6点目に地域が提案するメニュー支援することです。

　活性化対策の基本的な考えは、外部資本による外発的な要因による地域振興と、地域の資源や伝統をもとに市民の皆さんが自ら知恵と努力によってなされた内発的な努力による地域振興の2つあると考えます。

　これから地域の志というようなことを含めた自主的な取り組み、内発的な地域振興を図ることも大事であると思います。

　今後の取り組みとして、本年度より市として志摩市活性化プロジェクト事業を創設しました。産業振興であるとか、あるいは、環境保全、観光振興、保健福祉向上および教育文化振興の5分野において、市民の皆さんが行う事業のきっかけづくりとして1事業に対して10万円を上限として補助をしていきます。

公文書館設置について

問　公文書館の設置について当局の所見を伺います。

市長　志摩市は、合併後、公文書の文書管理を速やかに進めるものとして、平成17年度に旧町時代の公文書等を含めすべての文書を整理して所定の施設で管理をしていくファイリングシステムを完了して、平成18年度には情報公開条例に対しても全ての文書を対応することが可能となっています。現在の文書管理は、各分庁舎にある書庫を保存場所に指定をしました。各部局がそれぞれの保管場所に分けて分散保存をしています。18年4月現在で公文書は約6万6,000冊となっており、公文書館の設置は、公文書の中に含まれる歴史的な要素と現実の事務的な利用を含めた公文書の保存、管理、公開といった必要性について合併後の一元管理が求められますので、新庁舎の完成移転後に各施設の利活用を検討する中で検討をしていきたい。

グリーン購入の取り組みについて

問　地方公共団体によるグリーン購入の推進は、市場に供給される製品、サービスなどに環境配慮を組み込み、社会に浸透させ持続可能な循環型社会を形成する上で重要な役割を果たします。さらには、地域住民が直接行政サービスを受ける接点であり、その影響は大きいものがあります。そこで取り組みについて所見を伺います。

市長　自然に対する市民や来訪者の意識を高めつつ、豊かな自然環境や特徴的な自然景観の維持に努めるということで、廃棄物の抑制のためにリデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進していきます。ごみやし尿、生活排水の適正処理に努め、川や海の水質向上に努めていきます。また環境共生型社会の構築のために環境に対する市民意識を高めるとともにグリーン購入を推進し、温室効果ガスの排出量の抑制、地球温暖化対策などの環境問題の総合的かつ計画的な対策を推進し、環境負荷の低減、環境共生型のまちを目指します。そういった議員ご指摘のグリーン購入基本方針の策定を含めた取り組みを推進していきたい。

議員　その他まちづくり基本条例の進捗状況と、はしか対策について当局の所見を伺いました。

西﨑甚吾
議員

1.湾内の環境再生は「水環境の改善」から

問　基幹産業である水産業、観光産業のための水質検査や環境、施設調査等の必要性と環境の再生や改善策についてお聞きします。
　水環境の向上を目指した活性化プロジェクト事業についてお伺いします。

市長　年2回河川51地点、海域等18地点の検査を行い、社会情勢や生活様式の変化により影響を受けることから水質の変化を継続的に把握していく必要があります。
　前川自体の浄化能力を超えた水が流れ込み、英虞湾に流入して影響も大きく、河川環境の改善の要望もあります。県とも検討会を立ち上げ18年度に生活形態、すなわち時間帯での流入状況や水質変化の調査を実施しました。地域に適した河川浄化方式の検討を進めていきます。
　プロジェクト事業においては市民の皆様の自発的・持続的な活動が大きな力となってくるため、保全活動を始められるボランティアに利用していただき、環境意識の向上へ繋がっていけばと考えています。

問　EMを活用した水質環境、改善への取り組みは、すぐにでもできる環境対策であると考えますが、なぜできないのかお伺いします。

生活環境部長　現在のところその有効性や効果など明確なデータが出ていない状況であり、悪臭対策、土壌改良対策等の取り組みについては理解をしているところですが、湾内の水質改善という、市がEMを使用することに関しては各事業者、関係機関の合意形成が必要であると考えています。

問　プールの清掃対策と消臭効果のためにEM活性液の投入を実行してみてくださいとお願いしました。伊勢市では環境教育にEM実習を、プールへは活性液を全域30以上で活用が現在継続して行われているのです。

副市長　各担当部署からの意見が上がってきており現在、精査している段階だと思っています。プールへのEM使用ということで、特に保護者との関係とか、子どもへの直接のふれあいですので慎重に取り組んでいるということです。

問　伊勢市の排水路浄化の実例があります。志摩市にはEM培養装置が稼動しているのです。活性液を地域に無償で提供をする。そうして片田のつつみ川や和具の江田川、鵜方の前川などへ住民の皆さんで継続して投入していただきます。実行すべき事業だと思いますがいかがですか。

生活環境部長　伊勢市の取り組みはお聞きしました。会社と契約をして行っています。志摩市の現体制では製造に関して、これからの供給に応じることができないということです。

市長　ボランティアの体制が整えば皆さんの協力の中で、どんどん活用していただければと思っています。管内の漁業組合長、真珠組合長の会議の中でも有用微生物群を使った話が出ましたが、まだ結論的にない段階で皆さんの合意形成をいただきながら方向性も見えてくるのではと思っています。

2.「観光施設の整備と運営」について

問　観光施設へ誘客増大するための施設整備や管理運営について伺います。
　総合計画にある観光拠点の賢島・国府地区整備事業について説明していただきたい。

参事兼観光戦略室長　市、施設の管理と運営については安心安全に利用できるように努めており、「おもてなしの心を持って」対応するよう指示しているところです。今後施設の充実・整備はその需要度を勘案し、投資効果も検討をして進めていきたいと考えています。さらに指定管理者制度の導入も視野に入れていきたいと考えています。

建設部長　賢島活性化整備については、県管理となっている賢島港での制約があり、駅周辺は近鉄グループ所有の土地がほとんどで整備方針について鋭意検討しているところです。国府白浜園地については予定地区の一部が文化財保護法に係る対策が必要で教育委員会と協議・調整を行っているところです。

問　当初見込みは8，000人でしたが、現在では、年間利用者が3万8，000人に達している「パークゴルフ場」の管理体制はオープン当時となんら変わらず、公認コースですが、質の低下はしかたありません。今後のパークゴルフ場への対応をお聞きします。

参事兼観光戦略室長　特にコースが傷んでいる個所もあることは報告も受けています。園地整備事業との調整や利活用に関して施設の充実や増設についても検討したいと考えており、現場との連絡を密にし、利用者の声をお聞きしながら施設整備に努力していきます。

議員　費用対効果のよい施設には今まで以上の予算措置を行い、発展、拡大を促すのが常道です。満足度を高めれば必ず再訪していただくお客様は増えると確信しています。

森本雅太
議員

改正教育基本法と市教育行政について

問　制定後60年を経て改正された教育基本法についての、新教育長の率直な思いと、教育行政に対する基本的な思いを伺います。改正基本法は理念法ですから、特段この部分がというような指摘はできませんが、法の脈絡の中に、今後の日本の教育行政の方向性が示されているわけですから、法に対する教育長の感想をお聞かせください。

教育長　志摩市が誕生して3年目を迎えていますが、教育についても多くの課題があると感じています。今後我々の前には志摩の宝である子どもたちがいるとの思いを常に持ち続け頑張っていく所存です。

　改正教育基本法では時代の変化に対応する理念がうたわれていると思います。大いに共感するところもありますが、法改正の理念を受け教育再生会議が第2次報告を決定していますが、その内容は教育現場の実情からかなりかけはなれたものであると感じ、今後の国の施策を注視していく必要があると考えています。

ゆとり教育の見直しについて

問　1月24日に政府の教育再生会議は従来の教育行政の根本的な見直しともいえる第1次報告を決定しました。その中のゆとり教育を見直し、学力の向上を図るという大きな教育内容の方向転換について、教育長の考えを伺います。

教育長　ゆとり教育の理念は学校週5日制の導入とともに学習内容を削減してゆとりの時間を生み出して、基礎的、基本的事項について時間をかけて指導をし、ゆとりの中で生きる力を育む目的がありました。そのような中、実施された国際的な学力調査で高得点とならなかったこともあり、国民の間に学力低下の不安が広がり、その結果を受けて教育再生会議第2次報告があり、議員ご指摘のとおり、土曜日に授業を行うなどにより、授業時間数を現在より10％増やすとの報告を提出しています。この状況を考えますと、ゆとり教育を見直し、知識重視の方向が打ち出されていると思われます。土曜日の授業見直しについては県内の市長、教育長会議等で今後の方向性について検討をしたいと思います。

認定こども園について

問　認定こども園について教育長の所見を伺います。この件については、私どもの会派清明会でも今後取り組まねばならない重要課題として位置づけています。昨年10月法律が制定施行され、今後市としても対応が求められるわけですが、立ち上げられている幼保一元化検討準備会の作業の進捗状況、並びに執行部のこの問題に関する基本的な考えを伺います。

教育長　認定こども園は保育所、幼稚園の現行制度の合理的な再編成であり、就学前の教育保育を一体として捉えた一貫した総合施設として法制化されたものです。そのことを受け、平成17年度には幼保一元化検討準備委員会を設置し、本年度からは志摩市保育所、幼稚園等のあり方検討会において保護者代表、幼児教育関係者、一般公募の方、専門家等により意見が交わされ、現在検討中です。

　今後の市の保育所、幼稚園等のあり方については、市政説明会の場等において、市長も説明をしていますように、施設の老朽化、少子化により充足率を満たしていない保育所、幼稚園もあることから、保護者、地域の方々や専門家の意見を取り入れながら、認定こども園の導入や早急な施設の統合なども含めて検討をしていきます。

地産地消と行政経費の削減について

問　地場産業の育成という角度からの地産地消の推進と行政の運営する事業の経費節減との関連性を伺います。地産地消の重要性とともに、行政経費の削減にはあらゆる努力が求められますが、私は今回学校給食センターおよび病院給食について原材料の購入の実態と地元産品の活用状況またそれに係る地元業者の採用の状況を伺います。

教育部長　教育委員会の地産地消への取り組みについては、統一献立給食、ふるさと給食において地元の食材を積極的に取り入れる等していますが、地元に給食に使用する頻度の高い食材が少なく、使用量が限られているのが現状です。

病院事業部長　大王病院の給食業務委託については、栄養士の定年退職に伴い、市立病院の統合も踏まえ業者委託を検討したところ、人件費の削減が見込めることから、給食業務委託指名型簡易プロポーザル方式で5社から提案を受け、食材の仕入れ方法および仕入先に関する提案、地産地消の推進についての取り組み方針も受け、平成19年5月1日から平成20年3月末までの契約で委託しました。

出間敏和
議員

多重債務者への対応について

問　多重債務者の中で、相談窓口やカウンセリング主体にアクセスできるのは2割程度と指摘されています。こうした中で、残りの8割をどのように掘り起こし発見し、問題解決に導くかが喫緊の課題です。国の多重債務者対策本部の多重債務問題の解決に向かった方策についての中で生活保護や児童虐待対策など、多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて、総合的に問題を解決する役割も期待できるものと考えられています。そうした機能を、効を発揮するために、それぞれの地方自治体内の各部局の連携を進めるべきであるとあるが、志摩市としてどのようにして対応していくのでしょうか。

市長　関係機関と調整協議を行い、窓口整備に努めています。どの部分が課題なのか、あるいはどういった分について多重債務者に対しての対応、対策ができるかということについて、積極的な取り組み、検討を行っていきます。多重債務対策には専門的な知識や資格などが必要なので、住民と接触して、税や各種公共料金の徴収などを行う機会の多い部局においては、多重債務者の早期発見に期待できるので、多重債務問題を含めた消費生活相談窓口の充実や必要に応じた専門相談職員の確保等に努めます。

健康福祉部長　健康福祉部の福祉事務所でそれぞれの相談に対応もさせていただきます。

SPコードおよび活字文書読み上げ装置の推進について

問　視覚障がい者にとってプライバシー情報や生活情報、年金情報だとか、税金額通知、請求書など、個人向けの情報は、自立した生活と社会参加に欠かせない情報源ですが、活字文書のままだと視覚障がい者の方々が入手することはなかなか困難です。こうした生活情報を視覚障がい者の方々に提供する手段として、音声コードと活字文書読み上げ装置による方法があります。視覚障がい者のための情報バリアフリーを推進するため読み上げ装置を市役所はじめ公共施設に設置、あわせて情報バリアフリーの観点から、視覚障がい者福祉のためにSPコードの導入をされるお考えはありませんか。

市長　視覚の障がいをお持ちの皆さん方から、情報伝達方法について特性をかんがみ、協議調整を行ってきた中で点字と電子メールでの対応を実施しています。また、現在、納税通知と保険料の通知、それから医療費の助成決定通知、また高額医療費の申請通知、健診案内においても同様にご希望のある方の同意をいただいて、十分な配慮のもと実施をしている状況です。活字読み上げ装置のご利用対象者のご希望や需要状況も踏まえ、広報等周知方法について障がい者団体の皆さんとも協議の上、検討していきます。

教育サポート制度の導入について

問　文部科学省は企業を退職した団塊の世代の人材を教育分野で活用するため、教育サポーターの資格を2008年度にも創設する方針を固めました。一定の研修を経て、学校での指導法などを学んだ人をサポーターに認定するものです。教職経験こそないものの、能力などにお墨つきを与えることで、意欲があり、あふれた知識や技術を持つ人が、教育現場で活躍するチャンスを広げるのがねらいです。同時に、成長過程にある子どもたちにとって、社会経験が豊かな人との関わりを持つことは好影響を与えます。志摩市としてどのように対応されるのでしょうか。

教育長　各学校においては、地域の方々をゲストティーチャーとしてお招きし、田植えの指導をしていただいたり、習字を教えていただいたり、読み聞かせをしていただいたりしています。教育サポーター制度については、今後、国における検討の推移を見守るとともに、県教育委員会や他の市町の動向も踏まえて検討をしていきたい。

その後の広告事業について

問　その後の広告事業についてお尋ねします。

総務部長　各部局の取り組みについて、調査を実施しています。他市の取り組み状況等も参考にしながら、その他の広告事業について、職員からの提案も受けながら事業の拡大を図っていきます。

参事兼観光戦略室長　ポスターやパンフレット中で、広告の掲載については検討します。

生活環境部長　現時点では平成20年度からごみ収集カレンダーの取り組みでの広告事業を考えています。

議員　「広報しま」で広告事業をやっています。それに準じる議会広報でできないだろうかと思っています。

山際　優
議員

市職員の責務について

問 志摩市誕生10年後においては、国からの地方交付税収入が大きく減少することになります。そのことを踏まえて、今後、民間企業や市民に協力をお願いしていかなければなりません。そのためには市や職員が模範を示さなければならないと思いますがいかがでしょうか。

市長　7月には全職員を対象に公務員の倫理研修会を開催して、公務員としての法令遵守の研修も計画しています。これらで得た知識や能力は、単に職務として発揮することだけではなく、地域活動であるとか、ボランティア活動にも積極的に参加をして、住民自治を形成していくために、職員個人が能力を提供すべきものであり、能力向上のための研修を受けることが、全体の奉仕者としての公務員自身に与えられた役割であると受けとめています。率先垂範が必要であるというふうに考えています。積極的な行動をとることが他の模範たる公務員につながるものであり、市民の目線で物事を考える職員として市民にも理解をいただけるものと考えます。

国旗国歌について

問 市の施設および行事開催時における国旗の掲揚についてどのような見解をもっているか、また、市内小中学校での国歌斉唱についてお聞きします。

私の知る範囲では以前は斉唱していませんでしたが、本年3月の卒業式において小学生および一部の先生が国歌を斉唱していました。しかし、中学生は誰一人として斉唱していませんでした。多分、中学生は小学生の時に国歌を習っていなかったのではないかと思います。教育長は国歌を教えることに関してどのような見解をもっているのでしょうか。

教育長　学習指導要領において、小学校や中学校の社会科では、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮することとあります。小学校の音楽では国歌「君が代」はいずれの学年においても指導することとされています。また、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとされています。そのようなことからこの4月当初、小・中学校長を集めての会議の席において、入学式や卒業式での国歌斉唱の指導について、学校長に依頼しました。今後も時期を見計らい、国歌斉唱指導について周知をしていきます。祝日における学校での国旗掲揚については、今後の検討課題と考えています。

総務部長　公共施設の国旗掲揚については、本庁においては毎日掲揚していますが、合併後の各支所においては対応していない状況もありました。このため3月から祝祭日のみならず、平日も市旗とあわせて実施することで各支所に通知しました。また、支所に限らず国旗の掲揚する施設があるところでは可能な限り対応します。

阿児分庁舎

漁協支援対策について

問 平成14年7月に旧磯部町を除く旧志摩郡4町の18漁協が旧志摩郡4町の支援のもと合併し志摩の国漁協が誕生しましたが、厳しい経営状況が続いています。漁協組織の存続に対し、合併を支援してきた自治体として、また漁業集落の多面的な機能を存続するためにも、志摩市として最大限支援することが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

市長　合併から5年が経過して、各種の時限的な合併優遇施策が終了するということで、さらに厳しい経営的な状況に置かれることになろうかと思います。水産業の振興と合わせて漁協経営の安定を図るということは、単に水産業の安定を図るということではなくて、流通業や豊かな海の幸をセールスポイントとする当市の観光業の安定を図る上でも大変重要であると考えています。そのために志摩の国漁協が果たす役割ということを十分に認識しています。過日、志摩の国漁協の組合長がお見えになり、新たな財務改善計画を示され、合わせて実情もお聞きしていますので、今後、担当課においても、また三重県の担当部署や漁協系統団体とも協議をしていきたいと考えています。

松尾忠一
議員

公共工事入札公告、入札制度と公共工事の基本的な考えを聞く

問　平成16年10月の合併から、合併協議会決定事項にもとづいて、各町優先順位の公共工事を行ってきました。

　中でも建築については、御座小学校、建設中の老人保健施設整備等の入札については、地域振興、地元企業の育成、透明性を確保するための一般競争入札による地域限定型一般競争入札、分離発注を行ってきましたが、今回の庁舎建設は、建築工事の先進国アメリカでも分離発注を義務付けている州が10州もある中、平成13年3月、日本においても、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、『適正化指針』が閣議決定されており、設備工事は国および都道府県では100％近くが分離発注です。そして、平成19年度、志摩市建設工事発注標準（総則1－2）分離発注の指針でも考慮するとなっています。

　また、志摩市建設工事入札等実施要綱第6条、特定建設工事共同企業体対象工事の基準中、建築設計金額が2億円以上は審査会の審査を経て市長が決定するとなっています。JVのあり方、分離発注の考え、また、今後大王病院、浜島小学校建築工事についてどのような入札方法でいかれるのかお聞きします。

市長　現在の志摩市が発注する入札の大部分についてですが、その発注規模から指名競争入札によるところです。総務省は最近の談合問題や公共工事をめぐる状況を背景として、全国知事会により取りまとめられた都道府県の公共調達改革に関する指針に基づき、公正な競争性、透明性を確保する上からも一般競争入札を導入する方針を打ち出してきているところです。

　このような国・県の動きの中、昨年11月には談合防止対策委員会を立ち上げ、入札契約制度の改定、予定価格の事前公表の是非、最低制限価格の考え方等を検討しており、早い時期に方向性を示していきたいと考えています。

　発注標準の総則には分離発注の指針が示されているところですが、国の中小企業者に関する国等の契約の方針の中で、受注機会の拡大を図り、競争性を確保する等が官工事の措置として講じられるよう要請がされているところです。特に建築工事等においては、機械設備・電気設備等発注形態の明確な部分については、工事の規模や工事等各種の条件を考慮しつつ判断していくことが必要であろうかと考えることです。

総務部長　共同企業体のあり方については、複数の業者により近年の建設工事量の増大、工事の大型化、技術の高度化に対応すべく建設業者の施工能力の増強を図ることを目的とし、共同企業体結成が進められてきました。そのメリットとして複数の業者により企業体を組むことで、構成各社の資金的負担が軽減できることや建設工事に伴う危険負担の分散などが挙げられます。企業体採用に当たっては、対象となる工事に十分な工期が確保されていることや、構成業者間の技術的・資本的隔たりが余りにも大きくないかなど、十分検討を加えた上で慎重に判断すべきであると考えます。

教育部長　浜島小学校建設工事については平成20年度に発注予定の入札ですが、従来から取り組んできた各種事業と同様に、公明正大、最小の費用で最大の効果という原則を尊重しつつ、合併協議会の意見等も含めて地元企業の育成を図るとともに、適正な入札方法により、検討します。

病院事業部長　大王療養病床増築工事については、公正な競争入札の促進と契約の透明性を図り、入札および契約の適正化に努めるとともに、地域の活性化・振興の面に配慮した入札方法を検討していきます。

企画部長　庁舎建設の入札の考え方ですが、公正な競争入札の促進と、契約の透明性を図り、入札および契約の適正化に努めるため、指名審査会の審査を経て一般競争入札としました。

　本来、一般競争入札はより多くの業者が参加できる方式ですが、今回の庁舎建設を市内業者が参入する企業体方式としますと、施工規模から構成員となる業者数は限られ、入札参加者の範囲が限定されます。このことにより競争性の原理が働かなくなり、談合防止の効果が薄れ、結果として落札価格が高くなることも考えられます。入札談合防止、入札の競争を損なわないなどの面から、今回は企業体方式をとらないこととしています。

JV…Joint Venture（ジョイントベンチャー）
共同企業体。一企業では請け負うことのできない大規模な工事を複数の企業が協力して行うこと。
（三省堂「大辞林　第二版」）

野名澄代
議員

福祉制度の周知は分かりやすく

問　老人医療の限度額適応、標準負担額減免制度について、「退院時に同室の方からこの制度を教えてもらい申請したが翌月申請は無効と言われた。制度を知らなかったから仕方がないかもしれないが、割り切れない思いがした」という苦情がありました。

　どのような福祉サービスがあっても、市民がその制度を知らなければ無きに等しいことになります。ですから、例えば、病院の窓口で説明するといった、常に市民に対し、その周知方法を考えていかなければなりません。そこで、これまで老人医療の限度額適応等について、市民にどのように周知されたのか、その制度を含めて説明してください。

健康福祉部長　老人医療費の限度額適応、標準負担限度額の認定については、老人医療では入院した場合、医療費については一部負担金から高額療養費を除いた額と、食事についての定額の標準負担額を支払うのが基本となっています。ただ、受給者の所得状況に応じ、高額医療費の限度額の適応と食事については、標準負担額の減額が定められています。この高額医療費の限度額と食事分の減額の対象者は、世帯全員が非課税世帯の方です。手続きは、市役所に申請書と必要書類を提出し、認定書の交付を受け、医療機関にその認定書を提示するようになっています。周知方法は高額医療費の支給申請についてのお知らせ等記事の中で掲載して周知を図っています。指摘されたように、国保を含めた医療費関係は専門用語が多く、理解してもらうことが難しいと考えていますので、より周知を図れる方向に努めていきたいと思います。

議員　専門用語は分かりにくいということを認識された上での周知方法を考えると受け止めました。この制度は名称自体が分かりにくいので、例えば、お知らせの中に「世帯全員が住民税非課税の場合、入院時に食事の減免制度もありますので、関係機関にご相談ください。なお、この制度は当月申請でないと無効になりますのでご注意ください」と書いてあれば、対象者は気がつくと思います。どんなにすばらしい福祉サービスがあっても、市民が知らなければ何にもなりませんから、誰にでも分かりやすい周知方法を検討してください。

地産地消は公共施設から

問　農業振興策としての地産地消を発展、拡大させるためには、まず、公共施設で地元産を使うことから始めるべきです。昨日、同僚議員の質問に、担当部長は「地元産は価格が高い」と答えていました。私は地元のものが高いわけがないと思いますがどのように価格を比較されましたか。地産地消を推進するためには、市長が地元の食材を公共施設で使うという方向を示し、それに基づいて安定して供給できるか、価格はどうかといったことを一つ一つ具体的に検討し、その結果において難しいというのであればともかく、何もせずに口先だけで「高い」では納得できません。どのように検討されましたか。

市長　公共施設、病院あるいは学校給食等における給食への地元産品の導入については、できる限り地元の産品を使っていきたいと思っています。今、食材を運搬するときの保冷等の基準は以前にも増して厳しくなっていますが、そういった対応を含めてできる限り地元の産品を調達し、それが結果的に地域の農業や漁業を守り、地域の商店街を守るという観点から地産地消を実践していきたいと考えています。

議員　今朝、富山県でアジやイワシといった小魚を使って地域ブランドの味噌を作っている事例がＮＨＫで放映されていました。魚、野菜ともに二次加工をしないと生産者の収入は増えませんから、市においても運営目的に外れたジャムとジュースを作って販売している市の特産物開発センターをこのまま続けていくのか、問われていると思います。志摩市のブランドを作っていくためには専門分野に委託して、３年、４年様子を見て、成果が上がらなければ、そこで断念することもあわせて、特産物の開発を考えてください。

レインボーの移転先は

問　レインボーは市が社会福祉協議会に委託していますが、庁舎完成後、場所をどこにする予定ですか。

企画部長　現在のレインボーの近辺に移転ということで、社会福祉協議会と調整中です。

議員　人の歩かない場所には、どんな良いものがあっても売れないということを念頭に、場所の選定にあたってください。レインボーは障害者福祉、高齢者福祉に地産地消も担っており、成果をあげています。それを庁舎建設によってつぶしてしまうことのないよう、社会福祉協議会や利用者の意見を聞いた上で設置場所を検討してください。

畑　美津子
議員

磯部図書館、郷土資料館および磯部生涯学習センターの指定管理者制度（民間委託）導入について、十分検討されているか

問　図書館の制度導入はなじまないので、するべきでない、また、磯部は資料館が併設されているとの事情もあります。生涯学習センターにおいてもそうですが、新庁舎完成後、各町に空き施設ができます。その利用を考慮に入れての民間委託を進めていくべきですが、市の考え方は。

市長　職員数の適正化と経費削減、そして住民サービスの向上のために指定管理者制度の活用を図っていきます。

教育長　図書館については阿児、志摩、磯部図書館の3館を同時指定管理します。資料館は他の施設にはない特殊業務があり、専門的知識を有した職員配置が必要であり、指定管理者制度の導入はしません。

　磯部生涯学習センターは一階に支所がある複合施設であり、公民館や災害時の避難場所でもあり、市民に不安を抱かせたり、また、利用に支障をきたさないように指定管理導入の準備をしていきます。

磯部生涯学習センター

議員　市は図書館の指定管理者制度導入を是が非でもと考えているようですが、それを進めるにあたっては外部有識者、図書館利用者代表による検討委員会を設置し、市民にとって良い図書館づくりに向けての議論が必要です。

　磯部生涯学習センターは公民館機能そのものであり、住民サービスの低下を招かないようにと提案しました。また、各施設とも新庁舎完成後に指定管理の制度の導入も含め、利用を考えていくべきです。

多重債務者の救済が必要

問　複数の消費者金融からの多額の借り入れで行き詰っている方が志摩市にもいると思われますが、市は現在、救済策として何をしていますか。

市長　社会福祉協議会の法律無料相談や法テラスへの紹介等で対応していますが、行政の責任として、体制づくりが必要です。

文化協会、女性の会、青年団、通園・通学補助金について

問　市民の方が相談しやすい多重債務者の専門相談員による窓口を市におくべきと思いますが、どうですか。

総務部長　専門相談員の配置等についても、相談しやすい窓口を確保するとの考え方で十分検討、体制づくりをしていきます。

問　文化協会、女性の会、青年団、通園・通学補助金等、多数ある市の各種補助金は適正に補助されていますか。早期見直しが必要と思われますが。

教育長　文化協会は現在各五町の文化協会が加入し、平成18・19年度同額の320万円を補助しています。女性の会は加入地区、加入会員数は減少しましたが、18・19年度同額の180万円、青年団については18・19年度とも90万円を補助しています。

　通園・通学補助金は旧町により補助の仕方が異なり、志摩町の子どもたちには中学生の部活動に対するものも含めて必要金額全額を、浜島町の子どもたちには1人年額上限で1万円を補助しており、各種補助金については今後、十分検討していきます。

議員　文化協会補助金は、連絡協議会へ一括補助されており、その後各旧町へ割り振られますが、一人あたりの補助金額に大きな差があり、会員からの不満が出ています。

　女性の会への補助金は加入地区、会員数が減少しているにもかかわらず減額はされていません。子どもたちへの通園・通学補助金については、旧町により差があり、磯部町の子どもたちに対しては補助されていません。

　各種補助金の扱いについては、不公平のないよう、早い時期での見直しが必要と提案しました。

小河光昭
議員

志摩市の長期財政収支見通しについて

問　今回できた志摩市長期財政収支見通しには、市長のまちづくりの思いがどれだけ取り入れられていますか。

市長　長期財政見通しは、志摩市総合建設計画および新市建設計画に基づき作成していることから、私の思いというよりも現時点で必要とされる全ての事業を反映させたというようにご理解いただきたい。普通建設事業で申しますと、実施計画に基づく事業は、すべて網羅をしていますし、合併時の各町からの要望事業のうち未実施のものについても、すべて計上しています。しかし、これらの事業については、実施段階で事業費を含めて細部について十分検討する必要があると考えています。

地方税について

問　地方税は横ばいの計画になっていますが、税収増になる施策の考えはありませんか。

総務部長　なかなか税収増につながるような特効薬的な施策というのは難しいわけです。観光客の増加、志摩ブランドのPR、基幹産業の振興策に積極的に取り組むことで税収増につなげていきたい。

地方交付税について

問　志摩市にとって交付税は財源の要です。合併による財源支援措置により10年間は税額が保証されていますが、その後はどのような形で縮減されていきますか。

総務部長　現在の普通交付税は、旧5町別に算定された合計額が交付されています。10年間の合併特例期間が過ぎると、新市の算定額にあわせるために段階的に調整していきます。旧5町別に算定する交付税額と新市による算定額では約20億円の差額があります。合併後11年目が10％減、その後4年間が各20％減で最終年度が10％減となり、6年間で差額の約20億円を削減し調整する予定になっています。

問　新型交付税（人口・面積により税額を算定）の導入は志摩市に影響はありますか。

総務部長　新型交付税については、現時点の試算ということでは、ほとんど影響はありません。

市債について

問　今回の見通しでいけば、市債のピークは平成20年ということで、後は市債額も減っていくわけですが、見通し最終年度（平成27年度）の地方債残高はいくらになりますか。そのうち、合併特例債分、減税補てん債分、臨時財政対策債分の残高はいくらですか。

総務部長　平成27年度末の地方債残高は3333億1,400万円、うち合併特例債の残高が1700億9,300万円、減税補てん債の残高が2億8,200万円、臨時税収補てん債が3,500万円、臨時財政対策債が91億8,000万円の残額となる見込みです。

問　平成27年度末の地方債残高は約3333億円になりますが、国が返済を約束する額、特例債の70％分の約1190億円、補てん債、臨時財政対策債の合計額約95億円を引くと約1190億円になります。この1190億円のうちにも国が返済を約束しているものがあることから志摩市の地方債は100億円以下になると思いますがいかがですか。

総務部長　国の部分にかかわることは、私が「こうなります」という断言はできませんが、考え方としてはその通りです。

住民自治基盤の強化について

問　地域のことは地域で行う自立的なまちづくりを進めることのできる組織づくりが必要です。地域の自立的な活動の主たる組織は自治会であると思います。自治会組織の充実・強化が自立的なまちづくりの最短であり、行政と自治会、そして議会の連携が必要不可欠と考えますが、市長の所信を伺います。

市長　市民の皆さんに市政に参加していただくシステムとして、自治会を軸として市民集会システムの構築を検討しています。各自治会の皆さんと協議・協働しながらよりよいシステムを構築していきたい。自立したまちづくりを進めるために市民の皆さんと議会、行政のそれぞれの役割と責任、市政運営の基本原則、また参画と協働の仕組みなどを明文化して、まちづくり基本条例を策定したいと考えています。

坂口　洋
議員

庁舎建設・病院統合にともなう課題の整理を

問　庁舎建設・病院統合という合併後の大きな課題を進めようとしていますが、それにあわせて伴う課題が整理されず混乱しています。①庁舎建設・病院統合に伴い、志摩町内の支所・診療所・保育所・幼稚園・文化会館・図書館をどのように整備・整理するのでしょうか。

副市長　前島診療所については、現在の前島病院を改装して今現在の場所に設置します。志摩支所は庁舎完成後、本庁・支所の改革と各支所の有効利活用を検討する中で決定していきますが、利活用の計画が実施されるまでは現在の場所となり、志摩文化会館に来年4月の段階で支所が移転するということはありません。志摩分庁舎を幼稚園として利用していくことについては、自治会の理解も得られていますが、保育所・幼稚園等のあり方検討会の中で、その重要な選択肢の一つとして検討し、方針を決定していきます。保育所の園庭の整備については、本庁舎完成後実施していきます。

問　②なぜ文化会館・図書館の指定管理者制度導入を急ぐのでしょうか。庁舎建設が完了し、病院が統合され、それとあわせて支所機能や人員の配置が見直され余裕の出てきた施設の利用が検討された後に民間に託すことが適当かどうか順を追って慎重に検討すべきです。図書館が入っていてさらに支所が移るかもしれない志摩文化会館、すでに公民館・支所との複合施設となっている磯部生涯学習センターなどは検討すべき課題が山積みしています。全体的な庁舎建設後の各施設の利用方針が定まらないのに、どうして指定管理者制度導入が先に検討できるのでしょうか。

教育長　なぜ急ぐのかということについては、計画が1年遅れであり、市民サービスそれからコスト削減ということで、そのために急いでやっているというところでご理解を賜りますようよろしくお願いします。

奨学金について

問　志摩市になってから市の奨学金制度の利用希望者が多く、毎年多くの学生に自分は奨学金が受けられるのか不安が広がります。私は毎年予算の都合だけで機械的な選考をするのではなく、できるだけ多くの学生が利用できるよう配慮するように、教育委員会に求めてきました。今年も募集定員より多くの申込みがありました。教育委員会はどう対応したのでしょうか。予算の組み方も含め抜本的な制度の見直しが必要と考えますが、教育委員会の今後の方針を問います。

教育長　奨学生選考委員会で、所得基準を設け、支給と貸与の予算の範囲内で総合的に選考しました。本年度は貸与の予算枠に余裕が生じたことから支給のみを希望し、不採用となった生徒を救済すべく貸与の基準を満たす生徒に貸与の勧誘を行ってきました。この事業の貸与の予算の原資は奨学基金であり返済された返還金を基金に積み立て、新規の貸与者用として運営しています。しかし支給については一般財源を充当しており、予算の範囲内での運用となります。希望者多数の場合は全てに対処することは困難です。今後は、このような財政事情を理解していただくのとあわせ、支給と貸与併願の申請、あるいは三重県をはじめ各種財団組織等公私の諸制度のお知らせをするなど普及啓発に努めます。

国道260号線長沢付近の渋滞対策について

問　市政説明懇談会のいくつかの会場で国道260号線長沢付近の渋滞対策が求められました。通勤時間帯に志摩大王方面から来る車が右折するときに渋滞が起こってしまうのを防ぐための道路改良を求めるものでした。県・警察と協議したのでしょうか。

建設部長　鳥羽警察署に渋滞の現状を説明し、その後現地調査をお願いしています。志摩建設事務所には交差点改良の要望をしました。交通量の調査をしました。朝7時から9時までの間に2，926台の車が、志摩・大王方面から阿児方面に流れています。この調査結果も踏まえながら要望書を改めて提出することになっています。

通勤時間帯の長沢付近

谷口　覚
議員

人材育成基本方針について

問　先ごろ志摩市は２０１５年度までに合併前の旧５町の職員数の合計から２００人を削減し、７２８人を目標数とする定員適正化計画を公表しました。しかし、職員数の削減が行政サービスの低下につながったら大変なことです。

常に行政サービスの向上につなげるため、職員の意識を改革することが大事なことです。市民に対して皆さまが求める市職員像についてのアンケート調査を実施しています。人材育成基本方針の策定を行うためとありますが、この基本方針は策定されたのか、市民の声がどのように生かされているのかお尋ねします。

市長　平成17年3月29日付総務省の通達の中で行政改革推進上の主要事項の1つと人材育成の推進が示されています。人材育成に関する基本方針を作成し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善を行うことにより、総合的な人材育成に努めることといただいています。こういったことを受け、合併後の取り組みとして、定員適正化計画の策定と並行して人材を育てるための基本方針の策定を進めてきました。

具体的には平成18年10月号の広報しまで志摩市職員に関するアンケートを掲載して市民が考える職員像を把握するとともに、職員に対しては職場環境の改善であるとか職員の能力向上、そして人事管理のあり方などを集約して基本方針を反映させるものでした。新たな時代に求められる職員、市民が求める職員、この2つの職員像を志摩市が目指す職員像の柱として人材育成に取り組むべき方針を定めており、平成18年12月に策定し、同時に策定をした志摩市職員研修基本方針にあわせて12月1日付で公表をさせていただいています。

問　これからの地方公務員については、分権型社会の担い手にふさわしい人材、住民の行政に対するニーズの高度化、多様化等に対応できる人材が求められています。そのために方針を定め、各団体に必要な職員を日々の業務や研修により育成し、人事評価制度等を通じて何が不足するのか、伸ばすべき部分は何かを評定し、この結果に基づき人材育成研修につなげていくということですが、志摩市として特色ある具体的な取り組み内容がありましたらお教えいただきたい。

総務部長　具体的な話ということになりますと、人事評価制度については昨年度から試行中ではありますが実施して、将来の人事管理等については、大いに参考にしながら住民サービスの向上につなげていきたいと考えています。

問　人事評価制度の中の効果として、職員の能力に応じた適材適所の配置が可能となるというところについてお尋ねをします。新年度になって、4月5日付け、5月15日付け、6月4日付けと毎月人事異動の発令があります。これは一体どういうことなのか、正常なことなのかをお尋ねします。

総務部長　それぞれの個々の事情があってやむなく対応せざるを得なくなったという状況です。

問　特に水道課長ですね。毎年のように途中退職で人事異動が行われると、これはどこに原因があるのでしょうか。

総務部長　私どもの解釈としては、共通の問題によってそれぞれの事例が発生したというふうには認識はしていません。たまたま退職された役職が水道課長ということになったんですが、それぞれその時期その時期の事情があってそういう状況に至ってしまったと、いわゆるやむなきに至った人事異動ということで、理解をしています。

問　市長みずから全職員というと困難かも分かりませんが、一般職について個別に面談して性格や適正について把握されたらいかがかと思うわけです。また、職員の能力の一斉検査や昇任試験をやっているところがあります。志摩市でも実施されたらどうでしょうか。

市長　職員とも時間を取ってコミュニケーションにも努めていきたいと考えています。職員の研修も含め人事の評価のあり方について、現在、試行的な取り組みを行っているということで、適材適所の配置も含めた組織運営のあり方について、さらに見直しをかけながら、働きやすい職場づくりや市民に役立つ役所づくりということに今後も全力を挙げて取り組んでいきたいと考えています。

議員研修会を行いました
テーマは「市議会議員としての活動および責務」

５月11日、全議員を対象に研修会を開催しました。

全国町村議会議長会　政務・議事調査部長　岡本光雄さんを講師にお招きし、市議会議員としての活動および責務をテーマに、期待される議員活動と議会の活性化等について講義を受けた後、講師に対して質問を行いました。

今後も、より一層、市民のみなさまの負託に応えるべく研鑽を積んでまいります。

平成19年第3回臨時会

平成19年第３回臨時会を７月31日に開き、次の４議案を審議しました。

審議した案件と結果

番　号	提　出　案　件	結　果
議案第79号	志摩市国民健康保険条例の一部改正について 保険医療機関及び保険薬局で医療の給付を受けた際に支払う被保険者の一部負担金の割合を変更する条例の一部改正をしました。	可　決
議案第80号	志摩市国民健康保険税条例の一部改正について 平成19年度の国民健康保険税額を改正しました。	可　決
議案第81号	平成19年度志摩市一般会計補正予算（第２号）について 歳入歳出予算額にそれぞれ4,176万8千円を追加し、総額を249億1,302万３千円としました。	可　決
議案第82号	平成19年度志摩市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について 歳入歳出予算額にそれぞれ２億730万１千円を追加し、総額を79億2,072万８千円としました。	可　決

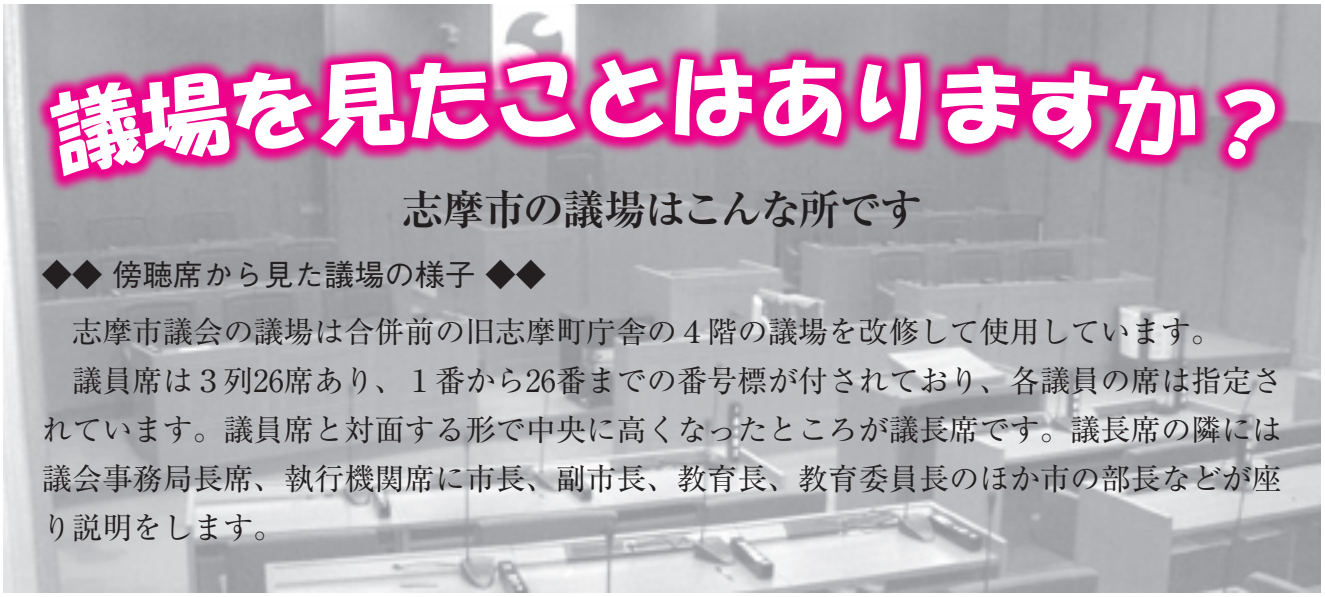

議場を見たことはありますか？

志摩市の議場はこんな所です

◆◆ 傍聴席から見た議場の様子 ◆◆

志摩市議会の議場は合併前の旧志摩町庁舎の４階の議場を改修して使用しています。

議員席は３列26席あり、１番から26番までの番号標が付されており、各議員の席は指定されています。議員席と対面する形で中央に高くなったところが議長席です。議長席の隣には議会事務局長席、執行機関席に市長、副市長、教育長、教育委員長のほか市の部長などが座り説明をします。

◆◆ 配置図 ◆◆

			生活環境部長	議事課長				総務部調整監兼総務課長	参事兼市長公室長	産業振興部長
上下水道部長	病院事業部長	教育部長	建設部長		議長 杉木 弘明	議会事務局長		総務部長	企画部長	健康福祉部長	参事兼観光戦略室長
		代表監査委員	教育委員長	教育長	事務局職員	事務局職員		市長	副市長	会計管理者	
					演壇						
		1 小田 幸道	2 濵口三代和	3 森本 雅太	4 出間 敏和	5 西﨑 甚吾		6 廣岡 安吉	7 中村 八郎	8 杉本三八一	
		9 小森 仁	10 野名 澄代	11 山下 弘	12 松尾 忠一	13 森本 紘正	14 小河 光昭	15 坂口 洋	16 上村 繁子	17 西尾 種生	
		18 三橋 文夫	19 大口 秀和	20 森 昶	21 髙岡 英史	22 山際 優	23 畑 美津子	24 谷口 覚	25 中川 弘幸	26 (杉木 弘明)	
傍聴席											

皆さん、議会の傍聴に来てください！

本会議は誰でも傍聴できます。直接議場へお越しください。

※座席数が28席と制限があるため先着順となります。

◆次回定例会の予定◆

≪開催日時≫　平成19年９月13日～10月12日　午前９時から

≪開催場所≫　志摩分庁舎４階本会議場

※審議内容等により変更する場合がありますので、事前にご確認ください。

問合せ：志摩市議会事務局 TEL 0599-85-5401

議会のうごき

5月

2日　広報特別委員会
5日　志摩市あわびフェア
10日　総務財政常任委員会協議会、志摩市国際交流協会総会、志摩建設事業協同組合懇親会
11日　全員協議会、議員研修会
14日　広報特別委員会
15日　志摩市土地開発公社第２回理事会
16日　志摩町老人クラブ連合会福祉芸能大会
17日　会派代表者会議
18日　全員協議会、第３回志摩市商工会通常総代会
19日　第62回式年遷宮御用材お木曳き行事「志摩市の日」
24日　全員協議会、シルバー人材センター第１回通常総会
25日　産業建設常任委員会協議会
26日　神宮御料田移転に伴う清祓い、鳥羽地区交通安全協会定期総会
28日　中南勢都市議会議長会
30日　志摩市観光協会総代会、日本水道協会三重県支部総会
31日　三重県市議会議長会定期総会

6月

1日　議会運営委員会、志摩・大王放課後児童クラブ開設式
2日　第47回伊勢えび祭
4日　全員協議会
5日　全員協議会
5～21日　第２回定例会
12日　議会運営委員会
13日　会派代表者会議
14日　議会運営委員会
18日　全員協議会、庁舎建設に関する特別委員会、議会運営委員会
19日　全国市議会議長会第83回定期総会
20日　市議会議員共済会第94回代議員会
21日　議会運営委員会
22日　御田植祭大訓式
24日　御田植祭
26日　英虞湾架橋建設促進協議会役員会
27日　阿児の松原海水浴場「海開き安全祈願祭」
「鳥羽志勢クリーンセンター」竣工式
28日　志摩市自治会連合会定期総会
29日　志摩のふるさと給食

7月

3日　会派代表者会議
4～5日　教育民生常任委員会研修視察
6日　英虞湾架橋建設促進協議会総会
9日　日中友好促進三重県市議会議員連盟第34回通常総会
9～10日　総務財政常任委員会研修視察
11日　王毅中華人民共和国駐日本特命全権大使講演会
14日　大島祭典
17～18日　産業建設常任委員会研修視察
19日　「ホテル近鉄アクアヴィラ伊勢志摩」開業記念内覧会
26日　全国離島振興市町村議会議長会臨時総会
29日　参議院議員選挙
31日　第３回臨時会、庁舎建設に関する特別委員会、全員協議会、総務財政常任委員会協議会

お詫びと訂正

しまし議会だより第10号に記載誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。
７ページ　議案第51号　説明部分
（誤）ステンレス鋼板萱→（正）ステンレス鋼板葺

編集後記

私たちは質問議員の議事録を精読し、その質問の趣旨と答弁を把握し、併せて議員からのたよりへの掲載原稿とを読み比べます。
原稿に書かれた内容が議会でやり取りされたことと違っていないか正確かを検証し、たよりを作ります。
質問編集で思うのは、議員の語られた言葉を、正確で短い文書にすることがいかに難しいかということです。１時間で約１万５，０００字の言葉のやり取り、それを約束で１，８００字の文書にまとめるからです。
たよりで皆さんにお届けするのは審議案件と結果等、一般質問の質疑のみの原則があり質問後のお願いは割愛です。このことは委員会で議論しますが個々のお願いは本来議場ですべきで無いとの観点から載りません。議員の細やかな真意とかを、紙面の都合で全て伝えられず少し残念です。
もちろん皆様が議会か支所に向かれ議事録をお読みいただければ全て読むことができますが、それでは大変なご尽力を要求することになります。議会のエッセンスをお届けするため、これからも色々な手法で、議会の雰囲気や姿をお示しし共に歩む広報めざして頑張ります。

大口秀和

■議会広報特別委員会■

委員長　野名澄代
副委員長　廣岡安吉
委員　出間敏和
委員　尾忠一
委員　本紘正
委員　森繁子
委員　上秀和
委員　大口

この広報紙は、古紙配合率100%、白色度70%の再生紙と、環境にやさしい大豆インクを使用しています。
PRINTED WITH SOY INK
R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています